

延岡市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び延岡新時代創生総合戦略に基づき、東京圏の大学を卒業する学生の延岡市への移住を伴う県内就職を支援するため、宮崎県と共同して行う宮崎県地方就職学生支援事業において、東京圏の大学を卒業して、延岡市に移住する見込みの者が地方就職支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において地方就職支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年規則第2号。以下「規則」という。）、宮崎県地方就職学生支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「東京圏」とは東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいい、「条件不利地域」とは以下に掲げる市町村をいう。

東京都 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村

埼玉県 秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町

千葉県 館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町

神奈川県 山北町、真鶴町、清川村

(交付金額)

第3条 支援金の交付額は、東京圏の居住地から延岡市までの往復交通費に要する経費（以下「往復交通費」という。）として定額4万円とする。なお、往復交通費の実費（実費相当額を含む。）が4万円を超える場合は、当該超える額の2分の1の額を上限として最大5千円を加算する。ただし、当該加算する額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付回数)

第4条 支援金の交付は、一人1回を限度とする。

(対象者要件)

第5条 支援金の交付の対象者は、交付の申請時において、次の（1）及び（2）の要件の全てを満たす者とする。

（1）移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）の要件の全てを満たすこと。

（ア）移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

- ② 大学の卒業年度において、東京圏（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 宮崎県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- ② 卒業後に上記内定企業に就職し、延岡市に移住する意思を有していること。

（ウ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他宮崎県又は延岡市が、支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（２）就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）の要件の全てを満たすこと。

（ア）就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が宮崎県内に所在すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
- ⑤ 支援金の交付の対象者の３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

（イ）就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ② 延岡市からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

（交付の申請）

第 6 条 支援金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、地方就職支援金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、就職活動をした日の属する年度の 2 月 10 日までに市長に提出しなければならない。

ア 地方就職支援金の交付申請に関する誓約書（様式第 1 号別紙 1）

イ 延岡市地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱いに関する同意書（様式第 1 号別紙 2）

ウ 就職活動をした日の属する年度の 10 月 1 日以降に発行された内定証明書（様式第 2 号）

エ 交通費の領収書等

オ 写真付き身分証明書等の本人確認ができる書類

カ 在学証明書等の卒業学年であることが確認できる書類

- キ 住民票等の東京圏に居住していることが確認できる書類
- ク その他、市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、地方就職支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに延岡市地方就職学生支援事業に係る地方就職支援金の交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の額の確定の省略)

第8条 規則第13条第3項の規定により、支援金の額の確定を省略するものとする。

(支援金の交付)

第9条 市長は、第7条の規定により交付決定を行った後に支援金を交付する。

(報告及び立入調査)

第10条 宮崎県及び延岡市は、宮崎県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、宮崎県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第11条 市長は、支援金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、地方就職支援金交付決定取消・返還通知書（様式第4号）により、その全額又は半額の返還を請求する。

(1) 全額の返還

- (ア) 虚偽の交付の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合。
- (イ) 交付の申請から1年以内に支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
- (ウ) 交付の申請から1年以内に延岡市に転入しなかった場合。ただし、当該申請時に既に延岡市に住民票がある場合を除く。
- (エ) 就業から1年以内に支援金の要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。
- (オ) 転入日から3年未満で延岡市から転出した場合。ただし、交付の申請時に既に延岡市に住民票がある者については、支援金の要件を満たす就業先に採用された日から3年未満で延岡市から転出した場合。

(2) 半額の返還

転入日から3年以上5年以内に延岡市から転出した場合。ただし、交付の申請時に既に延岡市に住民票がある者については、支援金の要件を満たす就業先に採用された日から3年以上5年未満で延岡市から転出した場合。

(支援金の返還免除)

- 第 12 条 雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして宮崎県及び延岡市が認めた場合、市長は、前条の規定による支援金の返還を免除することができる。
- 2 受給者は、前項の規定による返還免除を希望する場合は、地方就職支援金返還免除申請書(様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還免除の可否について、地方就職支援金返還免除可否決定通知書(様式第 6 号)により受給者に通知する。

(雑則)

- 第 13 条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行し、令和 6 年 10 月 1 日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、第 10 条から第 12 条までの規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。